

第 4 1 1 回
令和 4 年度第 2 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 4 年 7 月 1 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和4年7月1日(金) 9:56 ~ 10:50

2 場 所 札幌第一合同庁舎 2階講堂

3 出席者

【委員】 公益委員 岩波委員、片桐委員、亀野委員、國武委員、西村委員
労働者委員 大磯委員、布施委員、山田委員、和田委員
使用者委員 桑原委員、柄目委員、藤原委員、守山委員、横島委員

【事務局】 友藤労働局長、佐藤労働基準部長、横溝賃金室長、龍瀧室長補佐、
川村賃金指導官、小西賃金指導官

4 議事次第

- (1) 北海道最低賃金の改正決定の諮問について
- (2) 北海道最低賃金専門部会委員の推薦公示について
- (3) 関係労使の意見聴取に係る公示について
- (4) 参考人の意見聴取について
- (5) その他

5 議事内容

○龍瀧室長補佐

定刻前ですが、皆さんおそろいになりましたので、第2回北海道地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、都合により労働者代表委員の金子ユリ委員が欠席されております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、委員の3分の2以上、または公労使委員のそれぞれ3分の1以上の出席という要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。25名の方が傍聴しておりますほか、報道機関4社の記者の方が取材しておりますことをご報告いたします。

それでは、本審議会の議事進行を亀野淳会長にお願いいたします。

○亀野会長

皆さん、おはようございます。

それでは、よろしく願いいたします。

早速議事に入りますが、審議に先立ちまして、北海道最低賃金審議会運営規程第7条により、議事録を作成し、会長及び労働者側1名、使用者側1名をもって署名することとなっておりますので、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

名簿の順で、労働者側委員から大磯委員、使用者側委員から柄目委員、よろしく

お願いいたします。

それでは、議事の(1)番、北海道最低賃金改正の諮問についてでございます。

令和4年度における北海道最低賃金の改正について、北海道労働局長より諮問がなされると伺っております。

局長、よろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

それでは、事務局より諮問文を読み上げます。

北労発基0701第1号 令和4年7月1日

宛名、北海道地方最低賃金審議会会長 亀野 淳殿

発信者、厚生労働省北海道労働局局长 友藤智朗

表題、最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、北海道最低賃金(昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定に関して、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022(同日閣議決定)に配慮した貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

北海道労働局長から挨拶があると伺っておりますので、局長、よろしくお願いいたします。

○友藤労働局長

おはようございます。友藤でございます。

ただいま、令和4年度北海道最低賃金の改正につきまして北海道地方最低賃金審議会に対して諮問いたしました。

昨年、本審議会から、「来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ議論を行う。」という答申をいただいております。

私ども北海道労働局におきましては、これまで賃上げしやすい環境整備に向けまして、中小企業・小規模事業者におけます生産性向上の取組に対する支援としまし

て、北海道働き方改革推進支援センターの活性化、業務改善助成金の周知等、それから下請事業者の取引環境の適正化を図るべく、下請かけこみ寺の案内や事案を把握した場合には北海道経済産局と連携を図ること等に取り組んでまいりました。引き続き、最低賃金や賃金を引上げ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組んでいくこととしております。

本年度は、今までの取組をより一層推進するために、北海道労働局ホームページのトップページに「中小企業・小規模事業者へ 業務改善助成金ほか」というページを新規に開設いたしまして、中小企業・小規模事業者への支援策の周知を行っておりますほか、引き続き労働局、労働基準監督署、ハローワークに加えまして北海道働き方改革推進支援センターが一体となって、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援していくこととしております。

引き続き各委員の皆様には格別のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、政府の動きといたしましては、本日の参考資料No. 1の資料No. 4にも入れてありますが、令和4年6月7日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太方針におきまして、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも、事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し引上げに取り組む。その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論するとされたところでございます。

一方で、北海道の社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては拡大幅を見ますと減少しつつありますが、依然として厳しい状況が続いていると認識しているところでございます。

北海道最低賃金をめぐる情勢は依然として非常に難しいものではありませんが、北海道地方最低賃金審議会におかれましては、これまでの審議の経緯を踏まえまして、中央の動きや道内の社会経済情勢等を考慮し、十分に公労使でご議論いただきますようよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

それでは、報道関係者による撮影はここまでとさせていただきます。

○亀野会長

ただいま北海道最低賃金の改正の諮問を受け、局長からご挨拶をいただきました。当審議会といたしましては、今後、道内の雇用経済状況や中央最低賃金審議会が

ら示される目安等を参考にしつつ、これまでの当審議会における議論を踏まえまして令和4年度北海道最低賃金の改正について審議をしていくこととしたいと思っております。

今後、円滑な審議ができるよう、各委員の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、議事の(2)番、「北海道最低賃金専門部会委員の推薦公示について」でございます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から説明をさせていただきます。

本日、改正諮問がなされたことに伴いまして、最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、改正決定に係る具体的な調査審議を行う専門部会を設置することとなります。

そして、専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項及び最低賃金審議会令第6条第1項に基づきまして9名以内で構成することとなっております。従来どおり、公労使それぞれ3名ずつの合計9名で構成したいと考えております。

そこで、労働者並びに使用者を代表する委員の推薦公示を本日の審議会終了後にいたしまして、7月11日・月曜日を公示締切りとし、締切日以降可能な限り早い日付で任命できるように手続を進めたいと考えております。

事務局からは以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。労働者側、ございますか。

○山田委員

ありません。

○亀野会長

使用者側、何かございますか。

○桑原委員

ありません。

○亀野会長

はい。分かりました。

それでは、意見はないようですので、事務局は本審議会終了後に公示、7月11

日・月曜日に公示締切りという日程を進めてください。

それでは、議事の(3)番、「関係労使の意見聴取に係る公示について」でございます。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から説明いたします。

最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労使からの意見聴取手続については専門部会委員の公示と同様に本日の審議会終了後に公示いたしまして、7月11日・月曜日を公示締切りとして事務手続を進めたいと考えております。

事務局からは以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

労働者側、よろしいですか。

○山田委員

ありません。

○亀野会長

はい。

使用者側もよろしいですか。

○桑原委員

ありません。

○亀野会長

はい。分かりました。

それでは、意見がないようですので、事務局は本審議会終了後に公示、7月11日・月曜日に公示締切りという日程を進めてください。

次に、議題の(4)番、「参考人の意見聴取について」でございます。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から説明いたします。

令和4年6月17日・金曜日に開催した第1回北海道地方最低賃金審議会におい

て、参考人から意見聴取することが決まっております。

そこで、例年のとおり、北海道最低賃金専門部会において労使の参考人の意見聴取を行うこととしたいと考えております。

以上です。

○亀野会長

これにつきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

○山田委員

ありません。

○亀野会長

はい。
使用者側もよろしいですか。

○桑原委員

ありません。

○亀野会長

はい。分かりました。

それでは、この件につきましても事務局の説明のとおり手続を進めてください。
お願いいたします。

次に、議事の(5)番、「その他」でございます。

事務局から、最新の中央での動きなど情報がありましたら説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

最近の中央の動きをお伝えいたします。

6月28日、中央最低賃金審議会へ厚生労働大臣から目安の関係の諮問がなされております。そして、同日、第1回目目安小委員会が開催されました。

本日皆様にお配りしております参考資料No.1が本審の資料でございます。そして、参考資料No.2が第1回目目安小委員会の資料でございます。

以降の日程につきましては、参考資料No.2の資料No.5、123ページを御覧ください。ここには目安に関する小委員会の開催日程が記されております。7月12日・第2回、7月19日・第3回、7月25日・第4回ということで日程調整されているようです。

さらに、本省から入っております情報によりますと、7月26日に第5回目の目

安に関する小委員会の予備日を設けております。さらに、7月27日、中央最低賃金審議会が答申を行うということで日程調整中と本省から情報が入っております。

今後、本省から新たな情報が入り次第、随時、各委員の皆様へ伝達したいと考えております。

さらに、1点お知らせがございます。参考資料No.1の資料No.6を御覧ください。本審で配られた資料になります。21ページです。

中央最低賃金審議会に、看護師、介護職員に関しまして日本医療労働組合連合会から「全国特定最低賃金決定の申出」がなされておりますことをお知らせいたします。

事務局からは以上になります。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問ございますでしょうか。

私から質問ですが、最後の特定最低賃金の話は当審議会と何か関係あるのでしょうか。

○龍瀧室長補佐

当審議会で審議する内容ではないのですが、参考までに、全国一律の特定最低賃金を設定してほしいという申出がなされているということを知っておいてほしいという意味でお知らせした次第です。

○亀野会長

だから、これは当審議会とは特に関係ないという理解でいいですね。

○龍瀧室長補佐

はい。

○亀野会長

はい。分かりました。ありがとうございます。

この件につきまして、よろしいでしょうか。

労働者側代表委員から何かございますでしょうか。

○山田委員

特にありません。

○亀野会長

はい。

使用者側代表委員から何かございますか。

○桑原委員

特にありません。

○亀野会長

はい。分かりました。

最後に、本日の審議会の資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○龍瀧室長補佐

事務局から、本日配付している資料について説明させていただきます。

「北海道地方最低賃金審議会資料（第2回 令和4年7月1日）」と書いた厚い資料になります。資料No. 1 から資料No. 11 までございます。

資料No. 1 は、令和3年度の地域別最低賃金の全国の改定状況でございます。

資料No. 2、3 ページからになりますが、これは各団体からの要請書の写しとなります。少し紹介させていただきます。

6月24日付で、一般社団法人北海道警備業協会から要請がなされております。

警備業界は、人件費が生産費のおおむね7、80%超を占める典型的な労働集約型の産業であり、最低賃金の影響を受けやすく、その改正と、これに伴い増加する年金、社会保険等の法定福利費等の経費を含めた財源の確保に苦慮している現状にある。特に最低賃金の大幅な引上げは、経営基盤が脆弱で、引上げの影響を受けやすい中小警備業者の経営を直撃し、慢性的な人手不足の中で雇用や事業の存続自体をも危うくする状態にあると。

さらには、官公庁の契約において、年度途中の料金改定や見直しには応じていただけない状況もあるということのようです。

したがって、今年度の最低賃金の改定については、中小企業の経営実態や地域経済の状況を十分に考慮した改正としていただきたい。

具体的には、5ページ、6ページに1、2、3、4とございます。

最低賃金の審議に当たって、中小企業の経営実態、地域経済状況等を考慮した賃上げ率等の決定をしていただきたいということ。

2つ目に、発注者責任の法定化について要請がなされております。

3つ目に、最低賃金引上げの発効時期の見直しということで、4月1日に発効していただきたいという趣旨の要請になっております。

4つ目といたしまして、ユーザー、関係行政機関、関係団体等に対する指導等についてということで、人件費の価格転嫁がしやすくなるように各団体、官公庁に対する指導と周知に努めていただきたいという要請がなされております。

続きまして、7ページ。資料No. 2 - 、日本民主青年同盟北海道委員会からの要請です。

緊急要請といたしまして、最低賃金を2022年10月の改定で全国一律時給1500円に引き上げてほしいというものです。この要請書には、全労連が行っている最低生計費試算調査から実態が事細かく添付されております。

実際に伺ったところによりますと、全国一律時給1500円というのは、ぜいたくをしたい、ゆとりを持ちたいということではない。若者の2人に1人は非正規雇用で、物価高、特に食費の値上がりで必要な費用がかさんでいる。さらに、アルバイトなど仕事の面ではシフトが減っている。そのような状況で、病院に行くこと、歯医者に行って歯を治療すること、そういったことを我慢している。全国一律時給1500円を達成したら、まずは病院に行きたい、歯科医に行って歯の治療を受けたい。そのような切実な要請内容となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。資料No.2 - 、札幌弁護士会会長からの要請になります。

最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実施及び中小零細企業への実効的な支援等を求める会長声明ということで送付されております。

内容は、19ページ、20ページに1、2、3、4とございます。20ページの5番に会長声明が集約されております。

北海道の地域経済の健全な発展を持続させるため、最低賃金額の地域間格差を解消し、可及的速やかに北海道の最低賃金額の時間額1000円を超える大幅な引上げを求めます。また、最低賃金審議会の審議を全面的に公開することを求めるとともに、早急に全国一律最低賃金の実現に向けた検討を開始するよう求めるというものになります。

続きまして、資料2 - です。これは、6月30日に北海道経済連合会様からいただいた要望書になります。

北海道労働局への要望は、27ページ、29ページ。中小企業経営や地域経済の実情を踏まえた最低賃金の決定ということで、30ページに具体的な要望内容がございます。

地方最低賃金審議会のベースとなる目安の審議においては、最低賃金法に定められた三要素（生計費、賃金、賃金支払い能力）に係る各種指標やデータなど明確な根拠に基づき、中小企業経営や地域経済の実情を踏まえた決定をお願いする。

そして、近年の状況の記載がありまして、最後に【会員及び道内中小企業団体の意見】として2点意見が載せられております。

行動制限の影響が残る宿泊・飲食、観光関連産業を中心に、実情を上回る過度な引上げは中小企業経営を直撃しており、雇用の維持、ひいては事業の継続を危うくする。

2つ目に、現行の最低賃金制度は、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであり、賃金引上げや消費拡大などの政策手段とするのは適切ではないという内容となっております。

次に、資料No.3、春闘の状況です。33ページ以降になります。

33ページ、資料No. 3 - が連合北海道様からの資料。35ページ、資料No. 3 - が日本経済団体連合会様の資料となっております。

まず33ページ、「2022春季生活闘争・妥結情報」でございます。上段が、日本全国の春季生活闘争の結果になります。

中段を御覧ください。連合北海道が5月31日・火曜日、午後5時時点で取りまとめた回答集計は以下のとおりということで、連合北海道様が取りまとめた結果がございます。

その下に、【組合規模別賃上げ状況 2022年5月31日 連合北海道集計】という表がございます。組合規模別に、加重平均 妥結額、定昇・ベア込みのアップ率がそれぞれ出ております。妥結率は2.00%の上昇ということのようです。詳細は後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、35ページ。一般社団法人日本経済団体連合会様の資料になります。「2022年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)」です。製造業と非製造業に大きく分けてございます。そして、製造業、非製造業でそれぞれ細分化しております。

ここでは、製造業の平均では2.03%のアップ率、非製造業の平均では1.85%のアップ率、総平均では1.97%のアップ率であったということをご紹介したいと思います。詳細は後ほど御覧いただければと思います。

資料No. 4は、北海道地方最低賃金審議会会長宛て、令和4年度の市町村議会からの意見書受付状況です。38市町村から意見書が届いております。代表的な例として、茅部郡森町議会からの要請書を1枚つけております。

要望内容は、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて最低賃金を大幅に引き上げること。

2つ目に、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が道内高卒初任給(時間額1,042円)を下回らない水準にすること。

そして3つ目に、業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ることという意見書が提出されております。

続きまして、41ページ、42ページ、43ページ、44ページは市町村議会から北海道労働局長宛ての意見書になります。43市町村から意見書が届いております。要望の内容は同様ですので、省略いたします。

45ページ、資料No. 5は「職種別、求人・求職・賃金状況」です。これは北海道労働局発表の資料です。

前回、第1回審議会でも配付しましたレイバーレターは、5月末の有効求人倍率が本日の午後発表ですので今回は提出できませんが、次回審議会には提出したいと考えております。

それで、令和4年4月の月間有効求人倍率ということで出ております。

職業計では1.00倍。細分してありまして、管理的職業では0.86倍、専門

的・技術的職業では1.55倍、事務的職業では0.39倍、販売の職業で1.42倍、サービスの職業で2.21倍、保安の職業で3.31倍、農林漁業の職業で2.04倍、生産工程の職業で2.29倍、輸送、機械運転の職業で1.57倍、建設・採掘の職業で3.69倍、運搬・清掃・包装の職業で0.63倍といった状況になっております。詳細につきましては、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

資料No. 6、47ページになります。これは、令和4年3月卒業の新規学卒者初任給調べです。北海道労働局による調査になります。

続いて、資料No. 7を御覧ください。「毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）結果の概要」です。1番に賃金の動き、2番に労働時間の動きを載せております。

簡単に紹介しますと、規模5人以上の事業所における4月の一人平均月間現金給与総額は25万8,705円、前年同月比0.8%増。規模30人以上の事業所における4月の一人平均月間現金給与総額は27万7,494円、前年同月比0.6%増。

2番、労働時間の動き。規模5人以上の事業所における4月の一人平均月間総実労働時間は141.5時間、前年同月比2.6%減。規模30人以上の事業所における4月の一人平均月間総実労働時間は145.7時間、前年同月比1.1%減という状況になっております。

続きまして、資料No. 8。これは、令和4年6月13日に財務省北海道財務局から発表された令和4年4月から6月期の「法人企業景気予測調査【北海道地方の概要】」になります。

調査結果の概要の概況は54ページに総括してあります。

景況判断、現状は「上昇」超となっている。先行きは、4年10月から12月期に「下降」超へ転じる見通しである。

売上高、4年度は前年度比5.6%の増収見込み。

経常利益、4年度は前年度比9.9%の減益見込み。

設備投資、4年度は前年度比39.1%の増加見込み。

従業員数判断、現状は「不足気味」超となっている。先行きは、「不足気味」超で推移する見通し。

今年度における設備投資のスタンス、「維持更新」が最多。

今年度における資金調達方法、「民間金融機関」が最多ということになっております。

詳細は55ページ以降に記載されてあります。

続きまして、資料No. 9、67ページを御覧ください。これは、北海道の管内経済概況の資料でございます。発表は、北海道経済産業局です。2022年4月の経済指標を中心としてということで、最近の動きを見ると、生産活動は持ち直しの動きが見られる。個人消費は、一部に弱さが残るものの、持ち直しの動きが見られる。観光は、一部に持ち直しの兆しが見られる。公共工事は、減少している。住宅建設は、弱まっている。民間設備投資は、増加している。雇用動向は、弱い動きが見ら

れる。企業倒産は、件数、負債総額とも増加している。

全体として、管内経済は持ち直しの動きが見られるとしています。

なお、先行きについては、新型コロナウイルス感染症の影響、国際経済の動向等を十分注視する必要があると総括しております。

詳細につきましては68ページ以降にございます。

続きまして、資料No.10、79ページになります。6月16日、北海道経済産業局発表の「北海道百貨店・スーパー販売動向(2022年4月速報)」です。

当月の管内の百貨店・スーパー販売額は799億9,100万円、前年同月比は全店ベースでプラス2.6%、既存店ベースでプラス3.0%。

百貨店の販売額は122億1,400万円で、前年同月比は全店ベースでプラス13.1%、既存店ベースでプラス13.1%。

スーパーの販売額は677億7,600万円で、前年同月比は全店ベースでプラス0.9%、既存店ベースでプラス1.4%となっております。

79ページから86ページまでが百貨店・スーパー販売動向の資料になります。

最後に、資料No.11、87ページを御覧ください。これは、6月29日発表の独立行政法人中小企業基盤整備機構の中小企業景況調査になります。

総括意見は、中小企業の業況判断DIは2期ぶりに上昇とされております。

この資料を見るに当たって、は前期比でマイナスという意味でございます。

ちなみに、(1)2022年4-6月期の全産業の業況判断DIは、前期比マイナス14.4という意味です。前期差12.2ポイント増となり、2期ぶりに上昇。

製造業の業況判断DIは、前期比マイナス12.7、前期差4.9ポイント増となり、2期連続して上昇。業種別に見ると、電気・情報通信機械器具・電子部品、印刷、窯業・土石製品など4業種で低下し、ほかは上昇ということになっているようです。

(3)非製造業の業況判断DIは、前期比マイナス15.1、前期差14.5ポイント増となり、2期ぶりに上昇。産業別に見ると、サービス業、小売業、卸売業、建設業の全ての産業で上昇。

(4)全産業の長期資金借入難易度DIは、前期比マイナス5.5、前期差1.0ポイント増と2期ぶりに上昇しております。短期資金借入難易度DIは、前期比マイナス3.4、前期差1.0ポイント増と2期ぶりに上昇しております。

トピックスといたしまして、2点記載がございます。

全産業の原材料・商品仕入単価DI(前年同期比)は67.4、前期差12.6ポイント増と8期連続して上昇。産業別に見ると、卸売業、サービス業、小売業、製造業、建設業の全ての産業で上昇となっております。

2点目としまして、全産業の従業員数過不足DIです。今期の水準は、前期比マイナス18.5、前期差2.5ポイント減と2期ぶりに低下し、不足感が強まった。産業別に見ると、建設業で上昇、サービス業、卸売業、小売業、製造業で低下となっております。

詳細は、88ページ以降108ページまで記載がございます。
資料の説明は以上です。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。
何か質問ありますか。

○國武委員

小樽商科大学の國武です。事務局に要望が2点ありますので、一応申し上げておきます。

今後具体的な金額の審議になると思いますが、1つは、閣議決定に配慮した審議をお願いするということで、閣議決定の文書の意味は分かるのですが、それに配慮したというのは、具体的にどこの文言などを見て考慮してほしいということなのでしょうか。その文面上と、文面以外の考慮要素があるかのかどうか。今後の審議までにちょっと時間がありますので、閣議決定の意味を確認してほしいと思います。

もう少し言うと、文案も、新しい資本主義のグランドデザインと工程表とで、使われている文言も違うのですよね。最後の結論だけ「議論する」と書いてあるのですが、違う部分の意図とか、踏まえるべき内容があれば、少し整理していただくと助かります。

○龍瀧室長補佐

分かりました。新しい資本主義の実行計画と工程表の表現の違いなどを整理します。

○國武委員

どういう意図なのか、中央から情報が下りてくるのであればというのが1つです。

もう1つは、道内のコロナの影響と経済状況について今年度どう見立てるのかというのが、結局話題になると思うので、昨年とおととしは結局コロナの影響が審議に大きく影響したと思いますので、今、流動的ですけど、その辺りの道内の状況を少し透明化を図る形で議論が整理されると労使ともに納得感が増すと思いますので、その辺りも少し情報の整理をお願いできればと思っております。

以上です。

○龍瀧室長補佐

はい。分かりました。

○亀野会長

はい。ありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。要望的な意見でも構いません。

よろしいでしょうか。

それでは、次回、第3回の本審の日程についてでございます。

第3回本審は、7月28日の木曜日、午後1時から開催ということで、目安の伝達を受けるということになります。

会場につきましては、この近くで設定したいと思いますが、外部の会場となります。事務局から開催の案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

各委員は日程の確保をお願いいたします。

ただし、中央最低賃金審議会の目安答申の日程につきましては必ずしも確定しているわけではございませんので、後ろにずれ込むことも考えられます。そのときは事務局より日程調整をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

この件につきまして、何か発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、日程の確保と今後の円滑な審議運営にご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。お疲れさまでした。